

## 静岡県告示第161号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月5日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のイの表株式会社静岡銀行浜松営業部の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中「浜松磐田信用金庫浜松北支店」を削る。

2の(2)のエの表株式会社清水銀行イオンタウン蒲原支店の項所在地の欄中「蒲原322番地11」を「蒲原中435番地の1（蒲原支店内）」に改める。

2の(3)のエの表中浜松磐田信用金庫浜松北支店の項を削る。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、2の(2)のエの表に係る改正規定は、令和3年3月22日から施行する。